

静岡県告示第549号

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、個人の県民税（均等割及び所得割に限る。）、自動車税（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録の申請があった自動車について、地方税法第157条第1項の規定により課するものに限る。）及び狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

県 名	地 域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町